

事業者各位

要求水準書への質問（第2回）に対する回答書

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

令和3年11月22日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：宝塚市新ごみ処理施設整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	I 共通編	3	(1)地形・地質等	今回示された既設工場のボーリングデータをもとに見積設計を行いますが、実施設計時に行うボーリング調査結果との相違により、著しい設計変更の必要が生じた場合は費用・工程について別途協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的には提示した調査結果を基に、調査を実施していない箇所についても想定の上、設計してください。予期しない著しい齟齬が判明した場合は、別途協議します。
2	I 共通編	4	(5)敷地周辺設備 ①電気	今回の工事にあたり、新たに 22kV1 回線を関西電力より引き込みますが、I 期工事での受電～試運転完了迄は一時的に既設焼却施設の高圧受電と平行して受電する形となります。  I 期工事での受電～試運転完了迄の一定期間、一時的に 2 受電となることについて、電力会社へご確認及びご教示いただけないでしょうか。	電気事業法施行規則（令和3年4月1日改正）のとおり、「1 需要場所・複数引込」は条件を満たせば可能と考えますが、工事計画や保安規程による部分があります。また、「1 需要場所」の考え方も工事計画や保安規程によるため、詳細は実施設計時の協議によるものと考えます。
3	I 共通編	4	(5)敷地周辺設備 ①電気	22kV1 回線を関西電力より引込むにあたり、構内第1柱（電力取合柱）の ・概略位置 ・取合方法 に関し、電力会社へご確認及びご教示いただけないでしょうか。	送配電会社に確認の結果、「接続検討申込に基づいた回答までは連系点の位置を示すことができないため、ルートや配線方法も示すことができない。」との回答でした。
4	I 共通編  II 整備編	5  49  52	(5)敷地周辺設備 ③ガス  9. 災害対策について ⑬  2. 水槽類仕様 [特記事項]⑥	共通編 P. 49 電力について) ⑬災害発生時等には電力会社からの受電が停電となっても非常用発電機により 1 炉立上げ可能な施設計画とする。施設の立上げ後は蒸気タービン発電機により自立運転できる施設機能を確保すること。  整備編 P. 52 プラント用水について) 【特記事項】 ⑥プラント用水受水槽（上水用）は、断水時に安全に炉を停止、施設を維持するために必要な容量として基準ごみ/2 炉運転時平均使用量の 7 日分を確保すること。  以上インフラについて記載があります。 以下、質問いたしますのでご教示お願い致します。  都市ガスについて)	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				都市ガス(中圧ガスB)について、災害時の確保という観点からは要求水準書の文章から明確に読み取ることができませんでした。 災害時の都市ガス供給は【供給される】ことが前提条件であると解釈してよろしいでしょうか。	
5	I 共通編	5	(5)敷地周辺設備 ④排水・生活排水	「放流先は、現況放流路を必ずしも継続使用する必要はなく、本市給排水設備課と、計画排水量に基づき効率的な接続先を協議すること。」とありますが、  ①現況の既設排水放流路を使用しない場合で且つ敷地外に埋設されているものについては残置と考えて宜しいでしょうか。  ②敷地内の現況の既設放流路を使用しない場合、新設建築物、工作物等に支障がなければ残置と考えますがよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②「既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン」において存置が認められている「地下工作物」に該当しないため撤去が必要です。
6	I 共通編 (添付資料7)	5	(5)敷地周辺設備 ⑤雨水	既存の焼却施設がある敷地約 1/3 のエリアの雨水排水は、既存施設内の最終雨水排水柵から大堀川へ、市道、場外土地を介し、雨水排水導管が埋設・敷設されています。 既設の最終雨水排水柵及び大堀川への場外土地を介しての既設雨水排水導管は、既設を流用する計画としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	I 共通編 添付資料14	5	(5)敷地周辺設備 ⑤雨水	要求水準書【共通編】に「・・・現状の雨水排水計画を踏襲すること。」と記載があります。 一方、「要求水準書 添付資料14：雨水排水方法について」の「③開発に伴う上下水道に関する基準書(手引書)」および「④浸透施設の考え方」で、降雨強度 I に対する考え方に相違があります。 降雨強度については、現状の雨水排水計画を踏襲することとし、「④浸透施設の考え方」による「I=0.047m/h(宝塚市6年確率計算式)」にて計画することよろしいでしょうか。	現状の雨水排水計画は、添付資料14①に示したとおり、I「雨水を地下に浸透させている範囲」とII「大堀川に雨水を排水している範囲」の2つの雨水排水計画範囲があります。 Iの範囲の降雨強度は、添付資料14④より「I=0.047m/h(宝塚市6年確率計算式)」にて検討し、IIの範囲については添付資料14③「開発に伴う上下水道に関する基準書(手引書)」に基づいて降雨強度を算出し検討ください。ただしIIの範囲については、雨水最終柵から大堀川への排水管を変更しない限り、排水流量の最大値(計画透水量)が変わらないことを考慮してIIの範囲の雨水排水計画を検討ください。(IIの範囲の排水流量及び流出係数が変わらない場合(全て既存利用)、計算は不要となります。) また、共通編では「既存焼却施設があるエリア(敷地の約1/3)は大堀川に排水することとし、それ以外のエリア(敷地の約2/3)は、トレンチ管や浸透井などの地下浸透型の側溝や雨水柵を介して地下へ浸透させること。」と記載しましたが、既存焼却施設があるエリア(敷地の約1/3)についても浸透エリアに含めることは妨げません。その場合、降雨強度は、添付資料14④の「I=0.047m/h(宝塚市6年確率計算式)」にて検討してください。
8	I 共通編	6	5. 既設施設について	計量棟、薬品サイロ棟の図面(意匠・構造)をいただけないでしょうか。	計量棟の意匠図・構造図は、「A-01_1988 [S63].10_焼却施設(新築)-竣工図-建築その1[意匠]」及び「A-03_1988 [S63].10_焼却施設(新築)-竣工図-建築その2[構造]」にあります。 サイロ棟の意匠図・構造図は、「A-04_2000 [H12].10_焼却施設(排ガス高度処理施設整備工事)-竣工図-建築[意匠・構造・設備・電気]」にあります。
9	I 共通編	11	(1)事業者が行う業務	事前調査等に関する業務の土壌汚染状況調査実施にあたり、前地歴調査から工事着手までの時間経過があることから、事前工事、I期工事、II期工事、III期工事それぞれに係る新たな地歴調査が必要と考えます。 新たな地歴調査は貴市範囲と理解してよろしいでしょうか。	地歴調査の取りまとめは市で実施しますが、工事に伴う土地の形質変更を整理した資料作成は事業者の責で実施をお願いします。
10	I 共通編	11	(1)事業者が行う業務 ・土壌汚染状況調査	事業者が行う業務として、 ・土壌汚染状況調査	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				<p>(既存建屋の下部など未調査区画に係るもの)とあります。 以下、①～②についてご教示お願い致します。</p> <p>①貴市にて既に土壌汚染状況調査がなされ、分析結果が判明しているグリッドについては、貴市データを引用させていただき、既存建物の下部等の未調査部分のみを土壌汚染状況調査の対象グリッドとして考えることでよろしいでしょうか。</p> <p>②届出先の行政指導等により、貴市にて既実施の事前調査グリッドについて、何らかの理由で、汚染土壌の再調査が必要(全域)と判断された場合、再調査部分については別途協議扱いと考えて宜しいでしょうか。</p>	
11	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	<p>要求水準書への質問(第1回)回答書 No. 19「仮設リサイクル処理場の運営において中間処理を外部委託する場合～残渣は本事業用地内に運搬を行い処理することとなります」とのご回答を頂いておりますが、本内容について以下ご教示頂けますでしょうか。</p> <p>破碎残渣を貴市焼却施設(宝塚 CC)に再搬入し焼却する場合、場外施設で中間処理後の残渣は、産業廃棄物との混合状態となり、一般廃棄物処理施設で産業廃棄物の中間処理をすることになる他、ごみ質が受入基準値を遵守できず性能上/操業上のリスクがあること、産業廃棄物を含む残渣が本事業用地内に再運搬されることにより外部委託先の利益を生む可能性があることから、本事業用地内に残渣を再運搬し、焼却処理することは不相当であると考えます。</p> <p>外部委託の場合、貴市から排出された一般廃棄物の残渣と産業廃棄物の残渣を完全に分別することは困難であると考えられますので、受入設備から残渣排出ピット(ヤード)までの一連の処理フローについて、本事業専用の設備を設置する場合以外は、残渣の処理も含め外部委託する必要があると認識して宜しいでしょうか。</p>	本市と他市の一般廃棄物や、一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分できない場合は、処理委託先としての選定は不可です。
12	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	<p>要求水準書への質問(第1回)に対する回答書 No. 20にて「仮設リサイクル処理場の運営において中間処理を外部委託する場合、委託先での資源物売却収入は市に帰属するものとします。」のご回答を頂いておりますが、本内容について以下、ご教示頂けますでしょうか。</p> <p>お示し頂いた要求水準書(整備編)/15頁/3. 仮設リサイクル処理場処理フローシート(参考)にて、プラスチック類、ペットボトルの運搬は貴市の所掌範囲であることから、当該品目についての外部委託は不可であると理解して宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。ただし、事業者提案により、予定価格の範囲内で実施することは妨げません。また、市が想定している処理委託と同等の品質(資源化率)となることを条件とします。
13	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	<p>実施方針公表時の要求水準書(案)への意見・質問に対する意見への回答No.4において、事業用地内での受入を前提に構成企業への外部処理委託をお認めになられていますが、以下ご教示お願い致します。</p> <p>要求水準書Ⅱ整備編 P.15の3. 仮設リサイクル処理場処理フローシートにある「破碎機対象外可燃性粗大・不燃粗大」、「小型家電」、「スプリング入りマットレス」、「紙・布類」、「危険物・有害物・蓄電池・蛍光灯」、「かん、びん」、「プラスチック類」、「ペットボトル」については外部委託できないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>上記の一般廃棄物は、外部委託先での仕分け方法(特に破碎された場合)によっては、中間処理後の破碎残渣のごみ性状に、かなりの変動が生じる可能性があり、焼却処理不適物の混合、焼却処理の不安定化、更</p>	ご理解のとおりです。ただし、事業者提案により、予定価格の範囲内で実施することは妨げません。また、市が想定している処理委託と同等の品質(資源化率)となることを条件とします。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				にそれらに起因し地域住民の皆様からご理解を得られないといった可能性について懸念しております。	
14	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	第1回質問回答で「本事業で整備するエネルギー回収推進施設では乾電池は焼却対象物としています。現状どおり資源化を継続するかは未定のため、その時において協議します」とあります。 マテリアルリサイクル推進施設で選別保管された乾電池の焼却は、投入方法や水銀処理対策に課題がありますので、現状どおり資源化を継続していただきたくお願いします。	現状は小型不燃ごみから乾電池を選別しています。第1回質問回答以降に検討した結果、乾電池の資源化を継続する方向としました。したがって、小型不燃ごみから乾電池を選別してください。選別されたものの資源化は市の所掌とします。
15	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	「※管理棟、収集車車庫棟及び収集作業員詰所は、本市にて使用するが、電気、ガス、水道、…すべて事業者負担とする。」とありますが、事業者の負担範囲については、工事期間中、既存施設を引き続き使用している範囲を除き、事業者にて竣工後の費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	I 共通編	12	(1)事業者が行う業務	「資源物や焼却灰、最終処分する不燃物、危険物・有害物・適正処理困難物(本市所掌のもの)等について、引き取り先や搬出業者の選定は本市が行う。事業者は、連絡・調整・積込又は発送までを行うこと」とありますが、もし30cmを超える不燃物等が焼却灰に残ってしまった場合、通常の主灰と分離は事業者にて行った上で、貴市にて場外搬送していただけるという理解でよろしいでしょうか。	まずは、エネルギー回収推進施設のごみピットに30cmを超える不燃物が入らないような措置を講じてください。その上でご質問の場合には、可能な限り場内で処理し、資源化(または処分)可能な状態としてください。資源化(または処分)可能な状態となった以降は、市の所掌とします。
17	I 共通編	18	13. 想定搬入出車両等	一般持込搬入車両(事業系および家庭系ともに)に2t車及び4t車が含まれていますが、2t車及び4t車の搬入頻度・積載量・積載物をご教示願います。	搬入頻度と積載量は、要求水準書添付資料④「ごみ種別搬入車の曜日別・時間帯別変化及び計量データ一覧(令和元年度)」をご参考ください。積載物についてはデータがありません。
18	I 共通編	19	14. 搬入日及び搬入時間(予定) (1)エネルギー回収推進施設	第1回入札説明書等の質問回答で、一部の一般持込車(未登録車)1~2台/日程度をエネルギー回収推進施設に直接搬入する場合について、『厨芥ごみをごみ焼却施設のごみピットへ直接搬入する事業者(小売店)等が1~2台/日程度あり、これらはエネルギー回収推進施設への搬入を行います。』 以上のご回答を頂きました。  以下が質問となります。 厨芥ごみの搬入事業者(小売店)の搬入車種(例:2tパッカー車、2tトラック等)について実績より考えられる車種として全て判る範囲でご教示お願い致します。	実績では軽トラックや2tトラックでの搬入が多くなっています。
19	I 共通編	21	15. 処理条件 (2)マテリアルリサイクル推進施設 ③選別基準	ペットボトルについて、現在の搬入時点での性状分析記録を直近3年分ご教示願います。	ペットボトルの搬入時点での性状分析は、要求水準書添付資料01:⑧ごみ組成分析調査業務報告書に示しているものが全てです。
20	I 共通編	21	15. 処理条件 (2)マテリアルリサイクル推進施設 ③選別基準	プラスチック類について、現在の搬入時点での品質評価記録(容器包装比率等)を直近3年分ご教示願います。	プラスチック類の搬入時点での性状分析は、要求水準書添付資料01:⑧ごみ組成分析調査業務報告書に示しているものが全てです。
21	I 共通編	33	3. 引渡性能試験 マテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験方法	「9 非常時対応試験」に、「商用電源を遮断したまま非常用発電機を用いて立ち上げから定格運転まで可能であること」とありますが、「非常用発電機を用いて、【焼却施設側を立ち上げ後、タービン発電機で発電する電力で】マテリアルリサイクル推進施設の立ち上げと定格運転までの電力を確保する」との解釈でよろしいでしょうか?	当該性能試験項目はご質問の方法によるものとします。
22	I 共通編	37 38	1. 契約不適合責任	設計の契約不適合責任担保期間は引渡後10年間、工事関係は2年とありますが、これは全施設の引渡期日から算出されるものではなく、各施	引渡しの範囲を明確にした上で、起算日についてはいずれもご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				設ごととの性能試験後の引渡から算出されると理解して宜しいでしょうか。 また、各施設ごとに引渡期日が設定される場合、これに関して本設となる屋外設備(埋設物・舗装等)も同時に引渡期日が設定されると理解して宜しいでしょうか。	
23	I 共通編	41	5. マテリアルリサイクル推進施設における資源物選別 ③	一般持込、小型不燃ごみ等から選別した有価物及び危険物は品目毎に規定量貯まった段階で適宜、引取りしてもらえるものとして計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。引取先との連絡・調整は事業者所掌ですが、連絡してすぐに引取りに来るとは限らないため、規定量が貯まることを見越して計画してください。
24	I 共通編	42	2. 埋設廃棄物への対応	掘削に伴い発生した埋設廃棄物につきましては場内で可能な限り、土壌と廃棄物を分別いたしますが、完全な分別は困難と考えます。スクリーン等で40mmメッシュを通過するものについては、場内で埋め戻しに利用可能と考えてよろしいでしょうか。	完全な分別は困難と考えますが、場内で埋め戻す場合、スクリーン等での選別や目視確認を行い、可能な範囲での分別をお願いします。スクリーン等による選別を行う場合、目の大きさは施工計画書に示した上で、市が現場に立ち会い決定するものとしします。
25	I 共通編	42	2. 埋設廃棄物への対応	①埋設廃棄物は地歴上、一般廃棄物であるが、コンクリートがら等の産業廃棄物も含まれている。 ②掘削工事に際して生じた埋設廃棄物については、廃棄物と土壌を分別し、分別した廃棄物の内、焼却可能なものは、既存焼却施設で処理するため既存焼却施設への搬入を行うこと。…中略…また、分別した廃棄物のうち、焼却できないものについては、建設廃棄物として適切に場外処分するものとする。とありますが、以下ご教示お願い致します。  焼却できないものは【建設廃棄物】と定義されていますが、これは【産業廃棄物】と読み替え、事業者が建設工事で発生する産業廃棄物とみなし、排出事業者となり、適切に場外処分することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	I 共通編	42	3. 土壌汚染への対応	既往土壌調査が行われた地点は、土壌調査時点から、本事業に伴う工事開始の時点までの間に新たな土壌汚染は発生していないとみなして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	I 共通編	43	4. 軟弱地盤への対応	②「地盤沈下が起きた場合には、運営期間中も適切に対応すること」と記載がありますが、設計や施工に起因しない事由(不可抗力)で地盤沈下が発生した場合には、運営期間中は運営事業者が貴市に協力することを意図とし、対応検討や補修工事に係る費用は貴市との協議対象と理解して宜しいでしょうか。	当該敷地の地盤は、河川敷でもあることや、粗大ごみ処理施設等振動機器もあるから現在も少しずつ沈下を続けています。それらを考慮した設計・対応をお願いします。しかし、設計において想定すべきレベルよりも大きい地震等により、大きく地盤沈下するなど不測の事態についてはその限りではありませんので、協議させていただきます。
28	I 共通編	43	5. 地下工作物の存置	「要求水準書 I 共通編、P43. 第 3 章. 第 2 節. 5. 地下工作物の存置④」では「積極的に地下工作物の有効活用を図る」とありますが、現存地盤を乱さないこと、および土壌・地下水への汚染拡散防止、地盤沈下防止の観点から、貴市へのご説明、承諾を前提として、新設工事や近隣へ影響の無い範囲において、解体/新設工事の為に設置した山留材を残置することは可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。既存地下工作物の存置に係るガイドラインに従い判断いたします。
29	I 共通編	43	5. 地下工作物の存置	「要求水準書 I 共通編、P43. 第 3 章. 第 2 節. 5. 地下工作物の存置④」では「積極的に地下工作物の有効活用を図る」とありますが、現存地盤を乱さないこと、および土壌・地下水への汚染拡散防止、地盤沈下防止の観点から、貴市へのご説明、承諾を前提として、新設工事に影響の無い範囲で、仮設施設(リサイクル場・ランプウェイ)の基礎および杭を残置することは可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。既存地下工作物の存置に係るガイドラインに従い判断いたします。
30	I 共通編	47	4. マテリアルリサイクル推進施設の安定稼働 ②	「家庭ごみの減量と出し方・分け方ハンドブックP.14 小型不燃ごみの出し方」では、蛍光管をガラス類として割れない様に配慮して収集されています。具体的な収集方法(収集車への個別積載等)及び施設搬入時の条件をご教示願います。	ガイドブックでは、市民や収集員のケガ防止の観点から割れないように配慮することとしています。収集車(パッカー車)に積み込んだ以降は、実態としては割れています。施設に搬入される「割れていない蛍光管」は、直接持ち込まれるものです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
31	I 共通編	47	4. マテリアルリサイクル推進施設の安定稼働 ④	「危険物・有害物・適正処理困難物は適正に保管し、貴市へ引き渡すこと」とありますが、それぞれ（小型充電電池・ボタン電池・割れていない蛍光灯・水銀製品類・鉛含有製品・スプリングマット）の引渡条件についてご教示願います。	共通編 P. 47 では「本市に引き渡すこと」としていますが、共通編 P. 12 では「引取先や搬出業者の選定は本市が行う。事業者は、連絡・調整・積込又は発送までを行うこと」としています。品目別の現状は要求水準書に係る第 1 回質問回答 No. 21 のとおりですが、将来的には引取先の指定にも従う必要があることにご留意ください。 参考として、「現状、市が所掌する資源物等の保管・積込・搬送状況一覧」を提示しますので希望者は資料請求してください。
32	I 共通編	54	4. 実施設計図書の提出	実施設計図書の作成分類について、以下にお示しされた分類については拝承しております。 (1)各施設共通 (2)エネルギー回収推進施設 (3)マテリアルリサイクル推進施設 (4)仮設リサイクル処理場 (5)し尿処理施設 (6)解体撤去工事（施工計画を含む） 以上を踏まえ、 以下についてご教示お願い致します。  例えば計量棟、管理棟、収集車車庫棟等、建築基準法上、計画通知の提出が必要で、上記(1)～(6)に分類し難い該当建築物は、別途分類の上、実施設計図書として作成・提出が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。計量棟、管理棟、収集車車庫棟等について、以下に示す建築工事関係の各図書の提出をお願いします。 (1) 建築意匠設計図 (2) 防火・防臭区画図 (3) 各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む） (4) 色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等） (5) 負荷設備一覧表 (6) 建築設備機器一覧表 (7) 建築内部、外部仕上表 (8) 工事工程表
33	I 共通編	59 65	4. 施工 (2)現場管理 ③⑩ (3)責任者及び有資格者の配置	電気主任技術者及び BT 主任技術者の配置について、貴市の電気主任技術者、BT 主任技術者との工事期間中の保安体制（責任分界点、役割分担、届出者（変更申請含む）等、以下①～④についてご教示お願い致します。  電気主任技術者 ①既設は高圧 2 回線受電されております。既設高圧受電の 2 つの受電柱から配電される電気系統の電気主任技術者の責務は、貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。 ②工事期間中、既設工場の電気主任技術者の責務は、貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。 ③SPC 電気主任技術者の責務（責任分界点）は、新施設を運営するための高圧 22KV 第 1 柱の受電系統以降から責任が発生する保安体制、と考えてよろしいでしょうか。  BT 主任技術者 ④工事期間中、既設工場の BT 主任技術者の責務は、貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③ご理解のとおりです。なお、要求水準書に関する第 1 回質問回答 No. 99 に示すとおり、仮設リサイクル処理場の運営に必要な受電系統以降も SPC 電気主任技術者の所掌としてください。 ④ご理解のとおりです。
34	I 共通編	62	1. 試運転 ⑥	『試運転期間中（性能試験も含む）の運転管理のために必要な電気主任技術者、BT 主任技術者等、有資格者の選任届出の手続きと、その代行業務を事業者が対応するが、関係機関の指導により、これにより難しい場合は協議の上決定する。』とあります。この【難しい場合】の貴市想定内容についてご教示お願い致します。	具体的に想定している事態はありません。
35	II 整備編	2	既存駐車場の倉庫	改修する駐車場にある倉庫について、運営事業者にて使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、使用に当たって補修が必要な場合は事業者の責において実施してください。
36	II 整備編	3	1. 仮設工事 ③	工事中電力（仮設リサイクル処理場及びその他電源切替に伴い、仮設電源供給となる既設建屋への電力供給を含む）に関して、高圧受電を計画していますが、既設焼却施設の高圧受電と平行して受電する形となり、	電気事業法施行規則（令和 3 年 4 月 1 日改正）のとおり、「1 需要場所・複数引込」は基本的に可能であり、「1 需要場所」の考え方も工事計画や保安規程によるため、ご質問の方法による受電には限らず、詳細は実

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				仮設リサイクル処理場へはⅡ期工事完了迄の間、工事用電力にて電源供給する計画です。 工事用電力と既設焼却施設の高圧受電の複数受電及び工事用電力からの仮設リサイクル処理場への給電可否に関して、工事用電力の受電及び工事用電力からの仮設リサイクル処理場への電源供給は可能か、電力会社殿にご確認の上、可否についてご教示いただけないでしょうか。	施設設計時の協議によるものと考えます。
37	Ⅱ 整備編	3	2. 概略工事手順 ②③	表2 概略工事手順 敷地内空地に仮設の「来場者駐車場」、「公用車駐車場」、「駐輪場」、「収集車駐車場」を設置。 の記載内容について、以下ご教示お願い致します。  1. ごみ収集車の駐車場 ごみ収集車30台分、バキューム車3台分合計33台分の駐車スペースについて、準備工事の途中段階において、敷地内に確保することが一時的に難しい期間が生じた場合、何台かを場外借地に駐車スペース確保することで考えてもよろしいでしょうか。概ね徒歩5分圏内と致します。	一時的な対応であれば構いませんが、位置は、添付資料05:①及び②(仮設イメージ図)で示している位置に限りませんので、既存の粗大ごみ処理施設やし尿処理施設の周囲も含めてご検討ください。
38	Ⅱ 整備編	4	2. 概略工事手順 ⑧	「第Ⅰ期工事にて新設の防火水槽を設置」とありますが、準備工事～Ⅲ期工事までを通して防火水槽は新既関わらず使用可能な状態を維持するものとして、工事都合により既存防火水槽を撤去しなければならない場合は準備工事期間中であっても撤去新設(場合によっては仮設置)が必要であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、消防署指導によるため具体的な位置は消防署との協議に拠ります。
39	Ⅱ 整備編	6 129	2. 主要設備方式 (6) 余熱利用設備 6. ガス設備工事 ①	余熱利用設備の項目には、「場内建築設備関係余熱利用設備:給湯[電気式でも可]」とある一方で、ガス設備工事の項目では、「瞬間湯沸器用・シャワー等必要なものに都市ガスを供給すること。なお、電気式とすることも可とする。」とあります。 これは、場内の給湯設備は電気・ガス等の熱源は提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	Ⅱ 整備編	10	(5) 貯留・搬出設備	搬出するごみ種毎の現状の搬出車両毎の計量回数をご教示願います。 また、仮設計量機の運用期間の計量回数は現状の計量回数とすることは可能でしょうか。	搬出車両は現在、原則として2回計量としています。本事業期間中の計量回数は、共通編P.41に示すとおり「仮設リサイクル処理場により対応している期間は、登録車のみ1回計量とすること」としていますが、搬出車については未登録車であるため2回計量となります。
41	Ⅱ 整備編	12 15	マテリアルリサイクル推進施設処理フローシート(参考) 仮設リサイクル処理場処理フローシート(参考)	マテリアルリサイクル推進施設及び仮設リサイクル場で回収された乾電池の民間処分費用(搬送を含む)は貴市所掌となっておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	Ⅱ 整備編	14 100	(5) 貯留・搬出設備 ③粗大ごみ(破碎不可物) 3. 粗大ごみ(破碎不可物)貯留ヤード[特記事項]②	P.100の特記事項に、10tフックロール車専用コンテナに貯留することとありますが、4t車用コンテナで計画してもよろしいでしょうか。	破碎不可物コンテナ容量は、導入される二軸破碎機的能力(処理対象物)に左右されるため、二軸破碎機と併せて検討してください。二軸破碎機の処理対象物が広く、破碎不可物の量が多くないのであれば、4t専用コンテナで計画することも可と考えます。
43	Ⅱ 整備編	25	7. 窓拭き装置	標準仕様の記載内容からレールを可動する方式の窓洗浄装置について記載されていると理解しますが、本仕様と同等の仕様が確保できれば、異なった方式の窓洗浄装置を提案することは可能でしょうか。	事業者提案に委ねます。
44	Ⅱ 整備編	27	1. ごみ投入ホップ・シュート	水平荷重は、建築構造が負担しないものとする、とのご指定がありますが、同ホップをホップステージ躯体から支持する代わりに、別の構造体である接続先の焼却炉側との縁切りをすること、という解釈でよろしいでしょうか。	ごみ投入ホップの荷重をステージ躯体で支持せず、炉室側のプラント鉄骨の対象荷重に含めるという考え方を示したものです。(整備編であり「市が標準と考える仕様」であるため、「指定」ではありません。)
45	Ⅱ 整備編	30	1. ボイラ	最大連続蒸気発生量及び蒸気発生量最大のそれぞれの定義について、	重複しておりますので、「蒸気発生量最大」の方は削除してください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				ご教示ください。	
46	Ⅱ 整備編	42	2. 温水供給設備	「場外供給熱量」と記載がありますが、具体的にどの施設にどの程度の熱供給を想定しているのか、ご教示ください。	想定しているものではありません。
47	Ⅱ 整備編	48	(3) 飛灰搬送コンベヤ	「形式：チェーンコンベヤ」とありますが、必要な能力を満たすことができれば他の形式を提案してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
48	Ⅱ 整備編	70	8. 環境集じん装置	集じん箇所を灰ピット指定ですが、灰出し設備室の作業環境保全が確保されれば別方式を提案してもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
49	Ⅱ 整備編	73	6. 冷凍庫	外部民間処理業者へ回収を依頼した場合はすぐに対応いただけるのでしょうか。また、冷凍庫に入らないような動物が搬入された場合の現状の対応方法についてご教示ください。	基本的には依頼日の翌営業日に取りに来てもらっています。冷凍庫に入らないような動物が搬入された場合、現状では、フレコンバッグに入れて人目につかない場所に置いておき、すぐ依頼して翌営業日に取りに来てもらっています。
50	Ⅱ 整備編	97	1. 仮設計量機（登録車用）〔特記事項〕①	停電時に計量機及び計量システムを使用する際、常時運転ではなく、停電当初の対応として運転できればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	Ⅱ 整備編	118	(2) 基礎構造	「日本建築学会建築基礎構造設計指針（2019年改正）」には上部構造で二次設計を行う場合、基礎杭の二次設計の道筋が示されました。また、清掃工場の構造体は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」のⅡ類（重要度係数 I=1.25）に位置付けられており、「建築構造設計基準」ではⅡ類の場合には原則として基礎杭の二次設計を行うことが求められています。 大規模な災害が多発する昨今の事情も踏まえて、基礎杭の二次設計は杭軸力に対してだけでなく、水平力に対しても行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	Ⅱ 整備編	127	(8) 遊歩道	「敷地北側のスポーツセンターとの境界を、仮設収集車駐車場撤去後に遊歩道として整備する」とありますが、仮設収集車駐車場等を計画するにあたり遊歩道整備エリアの電気及び給排水配管等の埋設物の状況が分かる資料提供をお願いします。	図面を提示しますので希望者は資料請求してください。
53	Ⅱ 整備編	127	(8) 遊歩道	敷地北側のスポーツセンターの境界にフェンス（3m程度のネットフェンス）がありますが、仮設収集車駐車場等を計画するあたり、構造が分かる資料をご教示願います。	図面を提示しますので希望者は資料請求してください。
54	Ⅱ 整備編	127	(9) 植栽・芝張	特記事項①にて「環境の保全と創造に関する条例関係」「宝塚市景観計画」が示されており、このうち貴市景観計画-景観形成基準では、敷地及び接道面の緑化に関する規定がありますが（※）、工事計画上やむ無き場合、接道面の既存緑地帯につき、必要最小限の範囲での撤去は許容されるものと理解してよろしいでしょうか。  （※）敷地内の既存樹木は可能な限り保全し、伐採は必要最小限とすること。道路に面して中木を1本以上植栽すること。等	ご理解のとおりです。
55	Ⅱ 整備編	129	7. エレベータ設備	「電源は非常用発電系統と接続すること」の記載意図について実施方針及び要求水準書（案）に下記の回答を頂いております（質疑No.176）。 「火災・地震等非常時にエレベータは使用せず、むしろ使用中に火災・地震等で商用電源が断たれて停止してしまった際に脱出できるよう最寄階まで稼働できるように電力を供給することを考えています。そのため、車椅子利用者が利用するエレベータだけを対象としているわけではありません。」とありますが、以下についてご教示お願い致します。  「電源は非常用発電系統と接続すること」の代替として、停電時にエレ	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				ベータが最寄階に停止し、かつ閉じ込められ防止が図られていればバッテリー（無停電電源装置）による対応も可という理解で宜しいでしょうか。	
56	II 整備編	131	8. 仮設収集車駐車場・仮設バキューム車駐車スペース	仮設バキューム車駐車スペース 3 台分は、本設では収集車車庫棟の 30 台分の駐車スペースに見込まれると想定してよろしいでしょうか。	本設においてはバキューム車 3 台分の駐車スペースは確保不要です。
57	II 整備編	133	(4) 非常用電源の確保	質問（第 1 回）に対する回答書 No. 163 の貴市ご回答に関して、二軸破砕機は停電時には運転しない（非常用電源の対象外）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	II 整備編	137	2. 電気方式	照明・コンセント設備の電気方式について、表中に「一般照明電源」と「保安照明電源」が記されていますが、「一般照明電源」は一般電源（商用電源もしくは余熱利用設備の発電設備）のみから電源供給を受ける系統であり、「保安照明電源」は平時は一般電源から供給を受け、それが停電となった場合にも非常用発電機から供給を受けることができる系統と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	II 整備編	137	2. 電気方式	照明・コンセント設備の電気方式について、表中に記された「保安照明」に用いる照明器具は蓄電池を持たない一般タイプのもので理解してよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
60	II 整備編	153	11. 有害物質等の処理 (2) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用電気機器等	「本施設内に PCB 廃棄物があった場合は、本市で移設予定である」とありますが、以下についてご教示お願い致します。  ①解体工事前に行う PCB 含有機器の事前調査(計画含む)は、貴市所掌と考えて宜しいでしょうか。  ②PCB 含有機器の事前調査結果は、添付資料にもございませんでした。貴市にて既に事前調査は実施済であると考えております。PCB 含有機器があった場合の撤去、移設工事は『本市で移設予定である』とあり、工事の所掌範囲外として考えてよろしいでしょうか。 工事請負者で何らかの対応の必要性が生じた場合、別途協議扱いと考えてよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②既に事前調査及び撤去・処理を実施済です。もし工事において発見した場合は指定場所に移動をお願いします。
61	II 整備編	159	(14) 火災・爆発防止	「メタンガス等の可燃性ガスが発生する恐れのある所ではガスが滞留しないよう換気を十分に行うとともに、規定の可燃性ガス測定を行い、その結果を記録すること。」とありますが、以下についてご教示お願い致します。  ①メタンガス等の可燃性ガスについて、貴市の事前調査結果があれば、ご教示お願い致します。 ②メタンガス等の可燃性ガス対策として既存施設において本設置されている安全装置等はございますでしょうか。 ③メタンガス等の可燃性ガス対策として、本事業において何らかの恒久設備設置の必要性が生じた場合、別途協議扱いと考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の内容は、し尿処理施設などメタンガスがある可能性がある場所の解体時の注意について記載したものです。 ①事前調査結果はありません。 ②本設で設置しているものではありません。 ③ご理解のとおりです。
62	III 運営編	3	5. 搬入管理	処理対象物の搬入量が、計画搬入量より大幅に乖離した状況が長期間継続することにより、ごみ受入対応員の増員が合理的に必要となる場合や事業継続上やむを得ない場合についてはこの追加費用について発注者の負担としていただきますようお願い致します。	大幅に乖離した状況が長期間続けば、費用の増減を含めて協議対象とします。
63	III 運営編	7	10. 長寿命化計画の作成及び実施	仮設リサイクル施設も長寿命化計画の対象施設として記載されていますが、使用期間が 7 年間ですが、長寿命化計画書の作成は必要でし	長寿命化計画のうち施設保全計画の作成が必要です。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				うか。	
64	Ⅲ 運営編	11	3. 見学者・来場者対応	「工事中については供用施設に関する見学者の受入れは行わないものとする」とありますが、事業者が見学案内を実施する供用施設とは「要求水準書（共通編）P.50 第3章第5節1.①」に指定があるエネルギー回収推進施設とマテリアルリサイクル推進施設のことを指しており、見学対応を実施する期間は以下の通りという理解でよろしいでしょうか。  エネルギー回収推進施設：令和9年10月～令和29年9月 マテリアルリサイクル推進施設：令和13年4月～令和29年9月	「事業者が見学案内を実施する供用施設」については、ご理解のとおりです。「見学対応を実施する期間」について、小学生や一般の対応は、いずれの施設も工事が終わってからの期間（令和14年4月～令和29年9月）となります。視察等の対応については、工事中であっても協力をお願いする場合があります。
65	Ⅲ 運営編	11	3. 見学者・来場者対応	仮設リサイクル処理場運営期間に、一般市民や、小学生が仮設リサイクル処理施設を見学されることはございますでしょうか。	基本的にはありません。
66	Ⅲ 運営編	11	第8節 その他関連業務	その他関連業務の具体的な実施時期については引き渡し完了した各施設から実施対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	Ⅲ 運営編	11	2. 植栽管理	仮設リサイクル処理場運営期間における植栽管理の範囲は、本事業で新たに整備した、植栽、緑地に限られるものと理解してよろしいでしょうか。	仮設リサイクル処理場運営開始時点から、場内の植栽管理（既存のものが残っている場合は、それを含む）は事業者所掌とします。
68	添付資料04：②	1	工事ステップ図	要求水準書 添付資料4：②工事ステップ図〔手順番号入り〕に記載ある、再生品保管倉庫について、添付資料18：施設関係資料内に該当する図面がありません。 事業者にて適切な解体工事費を見積するため、以下図面のご提示をお願いします。 ・再生品保管庫 建築意匠設計図 ・〃 建築構造設計図 ・〃 建築機械設備設計図 ・〃 建築電気設備設計図	図面を提示しますので希望者は資料請求してください。
69	添付資料14：③	4	2. 技術的事項 降雨強度 I	添付資料14：①「雨水排水方法の現状図」にて「大堀川に雨水を排水している範囲」と示されている範囲については、 $I = 360 / (\sqrt{t} - 0.06)$ によって設計降雨強度を算出しますが、継続降雨時間は $t=10$ 分と $t=60$ 分のいずれを用いればよろしいでしょうか？ また、当該範囲の既存雨水排水施設は今回用いる設計降雨強度と同じ降雨強度によって設計されていると理解してよろしいでしょうか？異なる降雨強度によって設計されておりましたら、その値をご教示いただけますと幸いです。	降雨強度 $I = 360 / (\sqrt{t} - 0.06)$ における $t$ は添付資料14③に示されている $t = L / (60 \times V) + t1$ で求めてください。 既存雨水排水施設の設計降雨強度は、資料が残っておらず不明です。
70	添付資料14：④	1	1. 対策雨水量の算定	浸透施設の対策雨水量の算定に関し「※宝塚市の流出係数 0.6 を越える部分について浸透施設で対応 $Q1 = C \times I \times A = (C1 - 0.6) \times 0.047 \text{ mm/h} \times A \text{ (m}^2\text{)}$ 」とありますが、浸透施設で対応しない流出係数 0.6 を越えない部分の雨水はどのように処理され则认为よろしいでしょうか？	本敷地のうち雨水を地下浸透させている範囲は、全量浸透とするため、範囲外への雨水流出はないもの（流出係数が0）と考えます。 添付資料14④にある「※宝塚市の流出係数 0.6 を越える部分について浸透施設で対応」については考慮せず、浸透施設の計算のために降雨強度 $I=0.047\text{m/h}$ （宝塚市6年確率計算式）を使用してください。
71	添付資料14：④	1	1. 対策雨水量の算定	浸透施設の対策雨水量の算定に関し「※宝塚市の流出係数 0.6 を越える部分について浸透施設で対応」とありますが、これが適用されるのは現在大堀川に雨水を排水している範囲を除く敷地全体の約 2/3 の範囲という認識で間違いありませんでしょうか？	No.70 に回答のとおりです。
72	添付資料18：②	—	施設関係資料（建築図面）	既設粗大ごみ処理施設、建築電気設備及び建築機械設備竣工図のご提供をお願いします。	図面を提示しますので希望者は資料請求してください。
73	要求水準書への質問（第	No.3	【用語】仮設リサイクル処理場	「仮設リサイクル処理場についても交付申請を想定しています」と回	マテリアルリサイクル推進施設と同様の考え方で区分してください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
	1回) に対する回答書			答ありましたが、施設整備費内訳書にて交付対象内外を分けてご提出する必要があります。交付対象内外の考え方についてご教示願います。	
74	要求水準書への質問(第1回) に対する回答書	No. 36	12. 処理対象物の計画性状 (2) マテリアルリサイクル推進施設	50cc以下のバイクの計画処理台数をご教示願います。	処理台数を計画しているわけではありません。実績台数も不明ですが、ほとんどありません。
75	要求水準書への質問(第1回) に対する回答書	No. 51	14. 搬入日及び搬入時間(予定) (2) マテリアルリサイクル推進施設 (3) 仮設リサイクル処理場	添付資料 01④データにて、車両区分「未登録」、ごみ大分類「一般ごみ」、収集形態「持込」条件を確認すると正味重量 500kg を超える搬入車両が多数あります。通常の一般持込とは異なる受付対応が必要となる可能性がある為、持込品内容と持込車種・車両サイズをご教示願います。	持込品内容は記録しておらず不明です。持込車種は、主に 2tトラックで搬入されていると考えます。受入対応としては一般持込受入ヤードでの対応になると考えますが、予約受付システムでの工夫を検討してください。
76	要求水準書への質問(第1回) に対する回答書	No. 61	2. 埋設廃棄物への対応 ①	要求水準書への質問(第1回) に対する回答書 No. 62 の回答の通り、埋設廃棄物量については、要求水準書 添付資料 8(土壌汚染状況調査報告書及びコア写真等)により、事業者にてお見積りすることとします。しかし、建設工事中の廃棄物層範囲が、要求水準書添付資料 8 に記載がある廃棄物層範囲と明らかに異なる場合は、工期及び費用について、ご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書への質問(第1回) に対する回答書	No111	3. 主要設備方式(資源系処理設備) (5) 貯留搬出設備	「計量回数は、入口・出口の2回としてください」とありますが、残渣や可燃性粗大ごみなどマテリアルリサイクル推進施設からエネルギー回収推進施設への場内運搬が必要なものについても、正確な重量把握を目的とし、入口・出口の2回計量の実施が必要との認識でよろしいでしょうか。	場内運搬については計量不要です。
78	要求水準書への質問(第1回) に対する回答書	No111	3. 主要設備方式(資源系処理設備) (5) 貯留搬出設備	「、・・・段ボール・雑誌・布は 10t フックロール車、…上記の車両よりも小さくなる想定であることに留意してください。」と回答頂きましたが、仮設リサイクル処理場、マテリアルリサイクル推進施設共に今後は直接搬入のみになり、処理量が減るため、質疑回答 追加資料「資源物等の搬送車両の状況」で記載の新聞紙 2t 平ボディ車で搬出と同様に、段ボール・雑誌・布も、2t 平ボディ車での搬出で計画してよろしいでしょうか。	現時点では未定ですが、2t 平ボディ程度を想定してください。
79	要求水準書への質問(第1回) に対する回答書	No. 122	1. 所要水量 ①	「現有施設での日平均使用量について、湧水は 60m <sup>3</sup> /日」とあります。余剰湧水が最小となるよう配慮した機器配置といたしますが、万一、余剰湧水が発生した場合、余剰湧水は下水放流し、通常の下水料金として計上するという理解でよろしいでしょうか。	湧水とはいえ、地下水位に応じて地下ピット内に流入しているものです。使用しなければ水位はほぼ一定です。したがって、使用しない場合に余剰水が生じるというものではありません。なお、何らかの理由でもし湧水を使用せず外部に出したい場合は、雨水排水系(河川放流)です。